

## 申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	建設局道路河川部調整課(06-6615-6679)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	道路工事施行承認
概要	道路法では、一般に道路管理者以外の者が道路に関する工事を行うことが禁止されており、承認を受けたものに対してだけその禁止を解除しています。車両を歩道に乗り入れるため、歩道改築工事が必要な際には、道路管理者から許可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	道路法第24条
審査基準	歩道改築取扱要綱 (別添のとおり)
標準処理期間	1ヵ月半
経由日数	なし
提出先	建設局道路河川部調整課又は工営所
提出時期	随時
提出方法	道路工事施行承認申請書、添付書類及び手数料を許可を受ける道路を管轄する工営所へ提出してください。
手数料	1,100円
相談窓口	建設局道路河川部調整課又は工営所
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000018630.html">http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000018630.html</a>
備考	

# ○歩道改築取扱要綱

(制定 平成5年12月1日 建設局長決裁)

(趣 旨)

第1条 この要綱は、車両を歩道に乗り入れる必要上施行する歩道改築工事に関して必要な事項を定める。

(申 請)

第2条 歩道改築工事は、工事を施行しようとする者（原則として沿道施設の所有者。以下「申請者」という。）に道路工事施行承認申請書（様式1）を提出させるものとする。

(承認基準)

第3条 歩道改築工事の承認は、必要やむを得ない場合に限るものとし、その承認基準は次のとおりとする。

(1) 場 所

ア 交差点・横断歩道・歩道橋・地下道・地下鉄の昇降口・バス停および踏切の前後5mを除く場所。ただし、特別と認めた場合はこの限りでない。

イ 沿道に車両の歩道横断を必要とする施設がある場合、もしくは、土地利用が確定し車の出入りを必要とする施設を設ける計画のある場所。

(2) 箇所数

原則として1宅地1箇所とする。

ただし、ガソリンスタンド及び大規模な駐車場を有する施設等で車両の出入を区分した方が交通安全上好ましい場所及びその他特別と認める場合はこの限りでない。なお、複数箇所設ける場合は、原則として一定以上の離隔をとることとする。

(3) 構 造

歩道改築部分の構造は次のとおりとする。

	A 型 積載量4トン以上 の車両が出入りする場合	B 型 積載量4トン未満 の車両が出入りする場合
幅 員	6メートル以下	3メートル以下
舗装種別	原則としてコンクリート舗装	

注1 幅員の拡大については、車両の回転半径、前面道路の幅員、沿道施設の形態等から必要やむを得ない場合に限り、関係書類（軌跡図等）を添付させたいうで承認することができる。

注2 標準平面及び構造については、大阪市建設局請負工事共通仕様書によること。

(警察協議)

第4条 歩道改築工事を承認する場合、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に協議するものとする。

(承認)

第5条 第2条の申請による歩道改築工事が道路管理上支障がないと認める場合は、申請者に道路工事施行承認書を交付する。この場合必要な条件をつけることができる。

(工事費)

第6条 歩道改築工事に要する費用は、道路法第57条の規定により申請者負担とする。

(事務検査費)

第7条 歩道改築工事に伴う事務検査費については免除とする。

(歩道改築の本市施工の範囲)

第8条 本市が行う歩道新設工事等に伴って沿道施設の所有者等から歩道乗り入れの要望があり、かつ本要綱の基準に適合すると認めた場合は、歩道乗入構造施行願い(様式2)を提出させた後、本市の費用負担で施行する。ただし、当該工事区域にかからない場所についてはこの限りでない。

(改築後の維持管理)

第9条 歩道改築後の維持管理については特別の場合を除き本市が行う。

附 則

- 1 この要綱は平成5年12月1日から実施する。
- 2 歩道改築取扱要綱(昭和54年12月1日)は廃止する。